

公益財団法人 Save Earth Foundation

平成27年度事業計画書

1. はじめに

平成26年度は「有機質資源等のリサイクルの促進に資する事業」として、「循環型社会創造事業」「普及啓発事業」「森林再生事業」の3カテゴリで取り組んできたが、平成27年4月、森林再生事業において協働してきたNPO法人Return to Forest Life（以下、RFL）が解散し、当法人がその全事業を承継することとなった。

そこで事業の実態及び会計規模に鑑み、事業単位を分けて管理していくことが妥当であると判断したことから、「資源の循環に資する事業（資源循環事業）」と「森林の再生に資する事業（森林再生事業）」の2つに事業を再編成し、平成27年度より新たなスタートを切ることとなった。

さらに、平成26年10月より法人名称を「有機質資源再生センター」から「Save Earth Foundation」に変更し、また同年12月には定款に定める目的を「限りある自然資源を有効活用し、持続可能な循環型社会づくりに貢献すること」と改定し、より広い分野での地球環境の保全、自然環境の保護及び整備に寄与すべく、事業を展開していくこととした。

以下、平成27年度の各事業および活動についてそれぞれの方針と内容を記載する。

2. 会員募集と事業活動

2-1. 会員募集

会員構成のこれまでの中心であった食品スーパーマーケット、食品卸売業、食品メーカーなどの食品関連事業者の会員としての継続に注力するほか、大手小売業者、外食産業、ホテル業など新たなる食品関連事業者、食品廃棄物再生利用事業や収集運搬事業などを主事業とする廃棄物処理関連事業者、さらにはリサイクル・ループに関わる機器メーカーなどで、財団の趣旨に賛同していただける企業を賛助会員として積極的に募集を行っていく。

また平成26年12月には、解散が決定したRFLの既存会員に引き続き当法人の森林再生事業を支援してもらえるよう、賛助会員規定を見直し、「サポーター資格」を新たに設定した。これは従来の賛助会員とは違い、特定の事業に用途を限定した寄付として扱うこととし、支援者に会費の用途を明確に示すことができるようになるため、既存会員からの支援継続のほか、新たなサポーターの獲得にも注力していく。

2-2. 資源循環事業

当法人は、美しい地球を未来の子どもたちに残すため、廃棄物の再資源化の推進と資源循環の仕組みを開発し、持続可能な循環型社会の構築に貢献することを目指して本事業に取り組む。

循環型社会の構築においては、消費者・排出事業者・廃棄物処理事業者・生産者・行政といった全ての関係者が資源循環に対する意識を高め、それぞれの立場での役割を果たしていく必要がある。

本事業では、(1) 資源循環の重要性についての普及啓発活動、また(2) 廃棄物管理の適正化から再資源化に向けた支援、そして(3) それらの活動から得られる情報の分析調査研究による新たな資源循環の社会システムの開発や提案を通じ、循環型社会の構築に貢献する。

(1) 普及啓発

【事業目的】

広く社会に対して地球環境保全のための資源循環の重要性を啓発し、資源循環に関わる全ての関係者の参加意識を向上することにより、循環型社会の構築に貢献する。

【平成27年度の事業内容】

1 タウンミーティングの開催

各関連事業者、行政、生産者、一般市民から広く参加を募り、循環型社会構築に向けた課題や優良事例を共有するタウンミーティングを、東京と名古屋で各1回開催する。

2 ダンボールコンポストアドバイザー養成講座の開催

一般市民を対象とし、家庭系食品廃棄物の排出抑制と再資源化の促進を目的とした堆肥化アドバイザーの養成講座を、福岡のNPO 法人循環生活研究所の協力を得て2回開催する。

3 優良事業者の認定・表彰 実施準備

排出事業者・廃棄物処理事業者の廃棄物管理や再資源化、リサイクル・ループ構築や地域資源循環に関する優れた活動を表彰する仕組み、また事業や業務の品質面における優良な廃棄物処理事業者を認定する仕組みを検討し、次期開始に向けた準備を行う。

(2) 資源管理適正化支援

【事業目的】

排出事業者・廃棄物処理事業者に対し、法に則った適正な廃棄物処理を合理的・効率的に行うことを支援するシステムを提供し、参加事業者の再資源化促進への意欲を高めることを第一の目的とする。

その後、コストの透明化と処理フロー、処理状況の可視化を実現するシステムへと改良し、参加事業者の資源循環への取組みを促進することにより、循環

型社会の構築に貢献することを第二の目的とする。

【平成27年度の事業内容】

- 1 廃棄物管理適正化支援システムの提供
排出事業者・廃棄物処理事業者が法に則った適正な廃棄物処理を合理的・効率的に行うことを支援するシステムを開発し、9月から2,400事業所への提供を開始する。開発と並行しながら排出事業者・廃棄物処理事業者への参加促進、普及活動を実施する。
- 2 相談・助言・リスク診断の実施
排出事業者、廃棄物処理事業者からの廃棄物管理や再資源化に関する相談に応じ、リスク診断の実施及び助言を随時行うほか、電子マネIFEST導入を検討する事業者に対しては、その導入支援を行う。

(3) 調査研究

【事業目的】

適正化支援事業により集約される廃棄物に関する情報やネットワークを活用し、廃棄物管理の観点から環境負荷の軽減に寄与する活動を推進するための調査研究を行い、その結果を基に新たな社会システムの開発や政策提言に繋げることにより、循環型社会の構築に貢献する。

【平成27年度の事業内容】

- 1 適正化支援システムに集約される情報の調査分析・研究
適正化支援システムの提供により集まる情報を基に、企業の環境負荷低減活動を円滑に進めるために必要な分析調査を行う。
- 2 食品残さ等飼料化分別普及体制構築事業の推進（農水省生産局）
平成25年度から取り組んでいる上記事業を引き続き受託し、エコフィールド増産に向けた食品残さの飼料化推進のための分別・流通方法の確立および普及を行う。

2-3. 森林再生事業

日本は国土面積の約3分の2が森林であり、その約4割を占める人工林のうちの約4割（全森林の約16%、約400万ha）が、林業の衰退などにより人の手が入らなくなったことで荒廃し、森林としての本来の機能が低下し、土砂の流出や水源涵養機能の低下、また生態系の変化などをもたらしているといわれている。地球の生物たちの命の源である森林が危機的状況にある今、当法人は豊かな自然と森林資源を未来の子どもたちに残すため、本事業に取り組む。

本事業では、(1) 荒廃した民有林や公有林の管理を受託して、それぞれの地域や森林の特性に合わせた再生活動を実施 (2) 森林再生の過程において発生する間伐材などの森林資源の利活用を促進 (3) 森林をフィールドとした環境教育の機会の提供の3つの活動を通じて、自然環境の保全に貢献する。

(1) 森林再生活動

【事業目的】

林業の衰退などにより荒廃した森林の再生活動を行い、不健全な森林の再生を図り、自然環境の保全に貢献する。

(2) 森林資源利活用

【事業目的】

森林再生活動の過程で発生する間伐材などの森林資源の適正利用を推進する活動を行うことにより、木材の自給率向上、森林の違法伐採防止に貢献し、ひいては自然環境の保全に貢献する。

(3) 環境教育

【事業目的】

森林をフィールドとして、企業・学生・一般市民などを対象とした環境教育の場を提供し、森林再生活動の体験や自然との触れ合いを通して、森林の持つ多面的機能の理解や森林再生活動の必要性への理解を促し、環境保全の重要性を啓発するほか、森林再生活動における安全面・技術面の知識や技能の習得プログラムやボランティアリーダーの育成プログラムを開発・提供することにより森林再生活動の更なる活性化を図り、ひいては自然環境の保全に貢献する。

【平成27年度の事業内容】

大テーマ:地域モデル構築 臼杵:林業再生 山武:里山再生 東御:環境教育				
地域	テーマ	(1)森林再生活動 現在ある森林の整備 (基盤づくり)	(2)森林資源利活用 間伐量と利活用量 利活用費±0	(3)環境教育 目的別・団体別の プログラムを 作成・提案・実施
山武の森	壇谷の森	視察モデル林 ⇒森・土づくり・ファーム の循環モデル・SEFの森 林再生がわかる森づく り	道路側エリア ⇒ツル切り・伐採実施 皆伐エリア ⇒広葉樹の植樹	<ul style="list-style-type: none"> ・株主優待ノベルティ ・額 ・薪バンク ・木の駅プロジェクト ・企業のノベルティ作成 ・間伐材製品の原材料 供給(カートカン) 等
	日向の森	各種プログラム実施 森林経営計画において	植林エリア:下草刈り 間伐エリアの変更 面積拡大・森林経営計画 立案に向けた協議開始	
	板川の森	広葉樹の森への移行	道路脇反対側の整備	
東御の森	「郁文館」の森 ⇒活動費全額支援	間伐・道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒノキキューブ ・薪、スツール、テーブル ・森のトイレ(長野県森林 づくり支援金活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的別: 6プログラム実施 ・団体別: 5団体実施 (学校・学習段階別の 環境教育プログラム を作成・実施) ・「緑の募金」等、 補助金の活用
	市民の森	除伐・ツタ切り		
臼杵の森	森林経営計画立案によ る森林施業モデルづくり	森林経営計画に 基づく施業	・エネルギーパーク事業	・イベント実施

3. その他

3-1. 事業の推進体制

理事会を毎月開催することとし、迅速な意思決定と円滑な業務の遂行を図ることになったので確実に実行し、鋭意、財団事業の推進を図っていく。

3-2. 広報活動

当法人の認知度を更に高め、資源循環や森林再生に対する意識を啓発するため、また支援者や参画者をより多く募るため、活動を更に広くPRしていく。

ホームページ、パンフレットの充実やニュースレターの毎月発行、年刊の活動報告書の作成、理事長が代表理事を務める他の社会貢献団体との合同による活動報告・啓発イベント「ソーシャルフォーラム」の開催ほか、有益な情報発信の増強に取り組みたい。

以上

平成27年度事業計画

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

項目		計画												
事業項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公1 資源循環事業	1. 普及啓発													
	1-1. 講座・セミナー(シンポジウム・タウンミーティング等)						●東京					●名古屋		
	1-2. 優良事業者の表彰・認定								次期開始に向けて準備				→	
	1-3. その他				●コンポストアドバイザ養成講座							●コンポストアドバイザ養成講座		
	2. 資源管理適正化支援													
	2-1. 遵法管理システムの提供	企画・提案・普及活動						●2,430サイト	2,430サイト	2,430サイト	2,430サイト	2,430サイト	2,430サイト	2,430サイト
	2-2. リスク診断	企画・提案・普及活動と並行して実施												→
	3. 調査研究事業													
	3-1. 分析・調査・研究								適正化支援で得られる情報を活用					→
	3-2. 飼料化分別普及事業(農水省生産局受託)		事業開始											→完了・報告
公2 森林再生事業	1. 森林再生活動	山武*2回 東御*1回	山武*2回 東御*1回	山武*2回	山武*2回 臼杵*1回	山武*2回 東御*1回	山武*2回	山武*2回 東御*1回 丹波*1回	山武*2回 東御*1回	山武*2回	山武*2回 東御*1回	山武*2回	山武*2回 東御*1回	
		臼杵・山武 森林経営計画作成/施業 →												
	2. 森林資源利活用	企画検討		製材	→	販売開始					製材			→
3. 環境教育	山武*4回	山武*3回 東御*1回	山武*4回 東御*1回	山武*3回 東御*1回	山武*3回 丹波*1回	山武*3回 東御*2回	山武*3回 東御*1回	山武*3回 臼杵*1回	山武*2回	山武*2回	山武*3回	山武*2回 東御*1回		
共通	1. ソーシャルフォーラム				●フォーラム									
	2. その他(広報活動等)			●HP更新					●パンフ				●年報	
管理	1. 評議員会		招集	●定時 (決算承認)								招集	●臨時 (予算承認)	
	2. 理事会	●	● (決算承認)	●	●	●	●	●	●	●	●	● (予算承認)	●	